井原市公共交通会議財務規程

（趣旨）

第１条　この規程は、井原市公共交通会議設置要綱（以下「要綱」という。）第１０条の規定に基づき、井原市公共交通会議（以下「交通会議」という。）の財務に関し、必要な事項を定めるものとする。

（予算）

第２条　交通会議の予算は、井原市からの負担金、国からの補助金、繰越金及びその他の収入をもって歳入とする。また、交通会議の運営及び事業に係る経費をもって歳出とする。

２　交通会議の会長（以下「会長」という。）は、毎会計年度予算を調製し、年度開始前に交通会議に諮るものとする。

３　交通会議の会計年度は、毎年４月１日に始まり、翌年３月３１日に終了する。

４　会長は、第２項の規定により、予算が交通会議の承認を得たときは、当該予算書の写しを速やかに市長に送付しなければならない。

（予算の補正）

第３条　会長は、会計年度の途中において、既定予算に補正の必要が生じたときは、これを調製し、速やかに交通会議に諮り、承認を得るものとする。

２　前項の規定により、補正予算が交通会議の承認を得たときは、前条第４項の規定を準用する。

（予算区分）

第４条　歳入予算の款、項及び目の区分は、別表第１のとおりとする。

２　歳出予算の款、項及び目の区分は、別表第２のとおりとする。

３　当該年度において臨時かつ特別な理由があるときは、別表第１及び別表第２に定める以外の項及び目を定めることができる。

（予算の流用及び予備費の充用）

第５条　歳出予算の流用及び予備費の充用は、井原市の例によるものとする。

２　会長は、前項の規定により歳出予算の流用又は予備費の充用をしたときは、直近の交通会議に報告しなければならない。

（出納及び現金等の保管）

第６条　交通会議の出納は、事務局長が行う。

２　交通会議に属する現金等は、銀行その他の金融機関に預け入れなければならない。

（交通会議出納員）

第７条　交通会議の事務局長は、事務局員の中から交通会議出納員を命ずることができる。

２　交通会議出納員は、事務局長の命を受けて、交通会議の出納その他会計事務を処理する。

（収入及び支出の手続）

第８条　交通会議の予算に係る収入及び支出の手続は、井原市の例により行うものとする。

２　交通会議の出納員は、次の各号に定める簿冊を備え、出納の管理を行うものとする。

（１）　予算整理簿

（２）　前号に掲げるもののほか、必要な簿冊

（決算等）

第９条　会長は、毎会計年度終了後、延滞なく、交通会議の決算を調製し、交通会議の承認を得るものとする。

２　会長は、前項の承認を得るにあたっては、前条第２項の規定に定められた監査委員の監査を受け、その結果を添えなければならない。

３　会長は第１項の規定により交通会議の承認を得たときは、当該決算書の写しを速やかに市長に送付しなければならない。

（協議が終了した場合の措置）

第１０条　交通会議は、要綱第２条第３号から５号に規定する事項の協議が終了した場合には、交通会議の収支は、終了した日をもって打ち切り、会長がこれを決算する。

（委任）

第１１条　この規程に定めるもののほか、必要な事項は、会長が別に定める。

附　則

この規程は、平成２２年　3月１１日から施行する。

別表第１（第４条関係）

歳入予算の款、項及び目の区分

款	項	目
１　負担金	１　負担金	１　負担金
２　補助金	１　補助金	１　補助金
３　繰越金	１　繰越金	１　繰越金
４　諸収入	１　諸収入	１　雑　入

別表第２（第４条関係）

歳出予算の款、項及び目の区分

款	項	目
１　運営費	１　事務費	１　事務費
	２　諸　費	１　諸　費
２　事業費	１　事業費	１　事業費
３　予備費	１　予備費	１　予備費